環境保全型農業直接支援対策のご案内

６月２０日までの間に、必要書類を提出してください。

※提出した書類内容に変更があった時（作物の変更を含む）は、変更届の提出が必要です。

※提出いただいた書類をもとに現地確認(取組面積や状況等の確認)を行うとともに、取組終了後に実施状況報告書等を提出していただき、確認後に交付金を国と市町村から振り込みます。（確認の結果、①借り受けほ場の利用権等が設定されていなかった場合、②適切な栽培管理が行われなかったと判断された場合、③実施計画書と異なる取組（変更届の提出がないまま主作物を変更した時を含む）が行われた場合等は、交付金の対象になりません）

※確認のため、栽培期間と取組内容等がわかる生産記録、種子・資材の購入伝票や内容証明、化学肥料・農薬の使用記録、主作物の出荷・販売伝票等と、農業生産活動規範点検シートの整備、保管が必要となります。

※詳しくは、役場産業振興課農政係（８８－２５２８）までご連絡ください。なお、書類作成には時間がかかりますので早目の提出にご協力ください。

１．主作物について化学肥料と化学合成農薬の使用を地域の慣行から５割以上低減する取組と、下枠内の①～④のいずれかを組み合わせた取組

２．**有機農業**の取組（化学肥料・農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しない）

　　化学肥料・化学合成農薬を使用しない代替技術や土づくり等に要した「掛増し経費」を支援します（経費が発生しない場合は対象外）。

**①炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用**

土壌診断を実施し施肥管理計画を作成、作物に必要な成分量を超えないC/N比10以上の堆肥（鶏ふん主原料、汚泥原料は除く）の平成25年4月以降の施肥などの取組み

**②カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培**(雑草は不可)

効果の発現が確実に期待できる量の種をまき、適正な栽培管理を行ったうえで、子実等の収穫を行わず、すべてを土に還元することが必要です

**③冬期湛水**（当町は該当しない）

市町村が作成または承認した地域の環境保全に関する計画等に即して、適切な取水措置・水利権と漏水防止措置を講じて冬期間の水田に２ヶ月以上、水を張る取組

**④総合的病害虫・雑草管理にて取組む交信攪乱剤による害虫防除**

りんご、もも、なし、キャベツ、レタスで総合的病害虫・雑草管理（IPM）の対象項目を60％以上実践、あるいは性ホルモン剤の設置などの取組み

① は、４，４００円/10a、有機農業と②～④は、８，０００円/10a

（支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合は、延べ面積ではなく、１作分の面積が対象です）

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、国と県と町で助成します。

主作物について販売を目的に生産する

①農業者、②共同販売経理を行っている集落営農、

③農業者グループで、

エコファーマーの認定※を受け、農業環境規範に基づく点検を行っている方

※有機農業に取り組む方には、エコファーマー認定に関する特例措置があります

＜対象にならない取組＞畦畔の面積や土壌を利用しない水耕栽培、通常の営農管理で肥料または農薬を使わない作物、永年性飼料作物など